

第8回救急・災害医療提供体制等 に関するワーキンググループ 令 和 6 年 8 月 8 日

本ワーキンググループにおける今後の進め方について

厚生労働省 医政局地域医療計画課 救急·周産期医療等対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 本ワーキンググループについて



資料2 (一部改)

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

○ 6年間 (現行の第8次医療計画の期間は2024年度~2029年度。中間年で必要な見直しを実施。)

記載事項(主なもの)

〇 医療圏の設定、基準病床数の算定

・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位 として区分。

二次医療圏

330医療圏(令和6年4月現在)

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- 地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- 交通事情等

三次医療圏

52医療圏(令和6年4月現在) ※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6 医療圏)

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出 割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

〇 地域医療構想

- 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの 医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病・・・5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管 疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業…6つの事業(救急医療、災害時における医療、 新興感染症発生・まん延時における医療、 へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急 医療を含む。))。

- 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

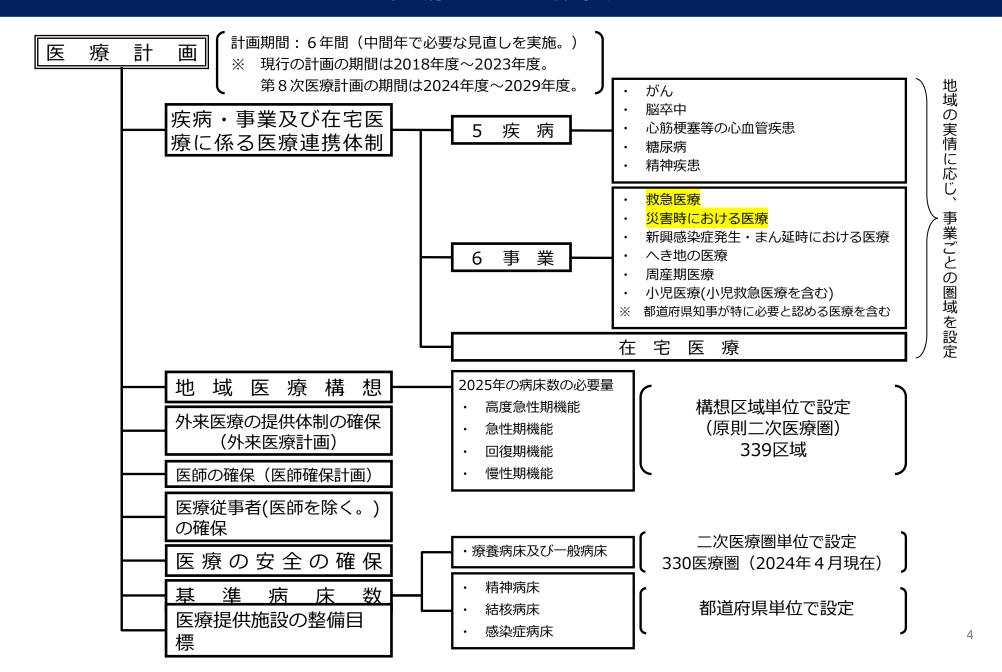
〇 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、 診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

医療計画の概要



第8次医療計画の策定に向けた検討体制

8 次 資料 る す 計 検 (一部改)

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つ のワーキンググループを立ち上げて議論。(構成員は、座長と相談の上、別途定める)
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策(予防計画)に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・ 検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

第8次医療計画等に関する検討会

- ○医療計画の作成指針(新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等)
- ○医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等
 - ※具体的には以下について検討する
 - ・医療計画の総論(医療圏、基準病床数等)について検討
 - ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
 - ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討
 - ※医師確保計画及び外来医療計画については、現在「医師需給分科会」で議論。 次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論。

外来機能報告等に 関するWG_{*}

○以下に関する詳細な検討

等

・医師の適正配置の観点を 含めた医療機能の分化・ 連携に関する推進方針

地域医療構想及び

医師確保計画に

関するWG

- ・地域医療構想ガイドライン
- ・医師確保計画ガイドライン

- ○以下に関する詳細な検討
- 医療資源を重点的に活用 する外来
- •外来機能報告
- ・地域における協議の場
- 医療資源を重点的に活用 する外来を地域で基幹的に 担う医療機関

在宅医療及び 医療・介護連携に 関するWG(仮称)

- ○以下に関する詳細な検討
- ・在宅医療の推進
- ・医療・介護連携の推進 等

救急・災害医療 提供体制等に関す るWG

- ○以下に関する詳細な検討
- ・第8次医療計画の策定に 向けた救急医療提供体制 の在り方
- ・第8次医療計画の策定に 向けた災害医療提供体制 の在り方

【新興感染症等】

感染症対策 (予防計画) に関する検討の場 等

連携

【5疾病】

各疾病に関する 検討の場等

報告

- * へき地医療、周産期医療、小児 医療については、第7次医療計画の 策定に向けた検討時と同様、それぞ れ、以下の場で専門的な検討を行っ た上で、「第8次医療計画等に関す る検討会」に報告し、協議を進める 予定。
- ・へき地医療

厚生労働科学研究の研究班

·周産期医療、小児医療 有識者の意見交換

※検討事項の取りまとめ後、外来医療 計画ガイドラインに関する検討の場とし て改組を予定。

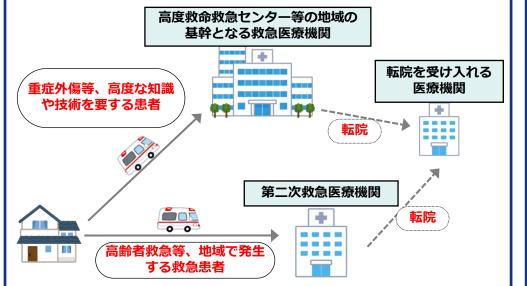
救急医療の体制 (第8次医療計画の見直しのポイント)

概 要

- 増加する高齢者の救急搬送や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
- 居宅・介護施設の高齢者が、自らの意思に沿った救急医療を受けられるような環境整備を進める。
- ・ ドクターヘリについては、より効率的な対応ができるような広域連携体制の構築を進める。ドクターカーについては、全国の様々な 運行形態を調査し、地域にとって効果的な活用方法の検討を進める。
- 新興感染症の発生・まん延時において、感染症対応と通常の救急医療を両立できるような体制を構築する。

救急医療機関の役割等

- 第二次救急医療機関は高齢者救急をはじめ地域で発生する救急患者の初期診療と入院治療を主に担うなど、地域の救急医療機関の役割を明確化する。
- 医療機関間で、転院搬送に必要な情報や受け入れ可能な時間帯、 搬送方法等についてあらかじめ共有しておくことを通じて、高次 の医療機関からの必要な転院搬送を促進する。転院搬送を行う場 合には、医療機関が所有する搬送用車両等の活用を進める。



居宅・介護施設の高齢者の救急医療

- 医療関係者・介護関係者は、地域包括ケアシステムやACPに関する 議論の場等において、患者の希望する医療について必要な時に確認 できる方法について検討を進める。
- 自治体や医療従事者等は、患者や家族が、人生の最終段階においてどのような医療を望むかについて日頃から話し合うことを促す。

東京都八王子市の例

東京都八王子市の救急医療情報キットでは、『もしもの時に医師に伝えたいことがあれば、チェックしてください』との設問を設け、「できるだけ救命」「延命してほしい」「苦痛をやわらげる処置なら希望する」「その他」の回答欄を設けている

(在宅療養・救急医療連携にかかる調査セミナー事業報告書

https://www.mhlw.go.jp/content/10800 000/000549806.pdf)



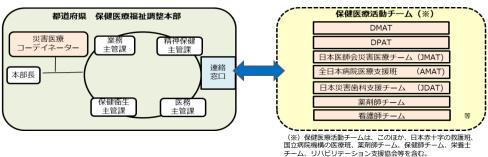
災害医療の体制(第8次医療計画の見直しのポイント)

概 要

- DMAT・DPAT等の派遣や活動の円滑化や、様々な保健医療活動チームの間での多職種連携を推進する。また、DMAT・DPATは災害時のみならず、新興感染症のまん延時における活動に対する支援を実施する。
- 災害時に拠点となる病院、拠点となる病院以外の病院が、その機能や地域における役割に応じた医療の提供を行う体制の構築を進める。
- 災害拠点病院等における豪雨災害等の被害を軽減するため、地域と連携して止水対策を含む浸水対策を進める。
- 医療コンテナの災害時における活用を進める。

多職種連携

保健医療福祉調整本部の下、災害医療コーディネーターや様々な保 健医療活動チームと共に訓練を実施し、災害時におけるそれぞれの 必要な役割の確認を推進する。



災害時に拠点となる病院、拠点となる病院以外の病院

- 都道府県は、平時より災害医療に関する関係者と共に、関係機関の役割・医療機関間の連携を強化する。
- 災害時に拠点となる病院以外の病院においては、災害時に自院にいる 患者への診療を継続するために、防災対策を講じ、災害時には災害時 に拠点となる病院と共に、その機能や地域における役割に応じた医療 の提供に努める。

災害医療に関連する会議







- 関係機関の役割
- ・役割に応じた医療機関間の連携

止水対策を含む浸水対策

- 浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する医療機関は、風水害が 生じた際の被災を軽減するため、浸水対策を推進する。
- BCPの策定は、地域全体での連携・協力が必要であるため、地域防災計画等のマニュアルとの整合性をとり、地域の防災状況や連携を考慮し、実効性の高いBCPの策定を推進する。



(止水板の設置)



医療コンテナの災害時の活用

• 災害訓練や実災害時において、また、イベント時の事故等への備え において、医療コンテナを活用し有用性を検証する。

<災害医療関係者> <拠点となる病院以外の病院>

• 都道府県や医療機関は、災害時の医療提供体制を維持するために医療コンテナ等を活用し、例えば、仮設診療所の設置や被災した病院施設の補完等を行うことを推進する。



<自衛隊 野外手術システム>



<日本赤十字社 d ERU>



<CTコンテナ>

2. 本ワーキンググループの今後の進め方



検討事項

開催要綱より抜粋

- (1) 第8次医療計画における救急医療提供体制の在り方について
- (2) 第8次医療計画における災害医療提供体制の在り方について
- (3) 新興感染症等と救急医療・災害医療の関わり方について
- (4) その他、救急・災害医療提供体制等の在り方に関する事項ついて

第8次医療計画の中間見直しに向けた議論に先立ち、以下について検討することとしてはどうか。

- ・新しい救命救急センターの充実段階評価について
 - 以前より意見のあった項目の見直しも含め、厚生労働科学研究による検討がまとまり、見直しにあたっては試行調査の時間も要する。(詳細は資料2)
- ・災害薬事コーディネーターについて
 - 第8次医療計画の指針に記載され、国による養成と並行してその活用を進める必要がある。